

公益の風 #15



東北公益文科大学
教授
森元 拓

東北公益文科大学では、大学での勉強や研究の方法を習得するために新入生に「基礎演習」という科目を課している。それぞれの教員が10名前後の新入生を担当し、ライティングスキルや情報検索の方法といった共通の内容を教えるほかに、各教員の専門分野に即した教育も行っている。法学を専門とする私は、学生たちとイエーリング著、村上淳一訳『権利のための闘争』（岩波文庫）を読むことにした。本書は、ドイツの法学者であるイエーリングが、1872年にウィーンで行った公演をもとにしたものである。本書を選んだのは、学生たちに早い頃から古典的文献の原典に触れてもらいたいというところもあるのだが、何

「権利のための闘争」を読む

よりもこの本に端的に表現されている「法学的なもの考え方」を体得してもらいたいと考えているからである。

「法学的なもの考え方」とは何だろうか。それは、「権利のための闘争」である。では、「権利のための闘争」とは何か。それは、自分の権利を主張すること、すなわち、正しいことを「正しい」と言い、その正しさのために闘うことである。これは経済的利害の問題ではなく、「人格」あるいは、その人の「品格」の問題だという。自分の権利を主張できない人、すなわち、正しいことを「正しい」と言えない人は、自らの人格と品格を傷つけているのだと主張する。

それだけではない。自分の権利を主張し、正しいことを「正しい」と言うことは、自分のためのみならず、社会に対する義務である。二つの意味で。

第一に、自分の権利を主張し、実現させることは、社会の秩序を維持する。本文から引用すると、



「権利者は、自分の権利を守ることに同時に同時に法律を守り、法律を守ることに同時に同時に国家共同体の不可欠の秩序を守るのだと言えらるれば、権利者は国家共同体に対する義務として権利を守らなければならないと言えない訳があるか？」

第二に、（私は、こちらのほうが重要だと思うのだが）正しいことを「正しい」と言い、正しくないことを「正しくない」と言うことは、常に我々の権利感覚、すなわちコモモンセンス（常識）を磨いてくれる。一例を挙げると、かつては、職場や大学における喫煙は全く問題視されなかった。しかし、喫煙をしない人が副流煙の害を訴え、「他人のタバコの煙を吸わない権利」を主張し、それを社会が（徐々に）承認したからこそ、今日のような状況がある。このように、「権利のための闘争」は、我々の「常識」を疑い、より正しい方向に導く鍵となる。

私は、このような「権利のための闘争」は、「法学的なもの考え方」の核心であると同時に、公益の核心でもあるとも考えている。我々は、自己の権利や利益を主張することをとにかく嫌がる。しかし、「主張すること」は、長い目でみると、人々の考え方や常識をよりよい方向へと導いてくれる。「主張すること」は、社会全体の利益になるのである。イエーリングは、次のように述べる。「誰もが社会の利益のために権利を主張すべき生まれながらの戦士なのだ。」これこそが公益ではないか、本書を新入生たちと一緒に読み進めながら、そう思わずにはいられなかった。

「敬天愛人」2022年9月号 Vol.162掲載（荘内日報社発行）